



平成20年度

輸出促進対策予算概算決定の概要

平成19年12月24日

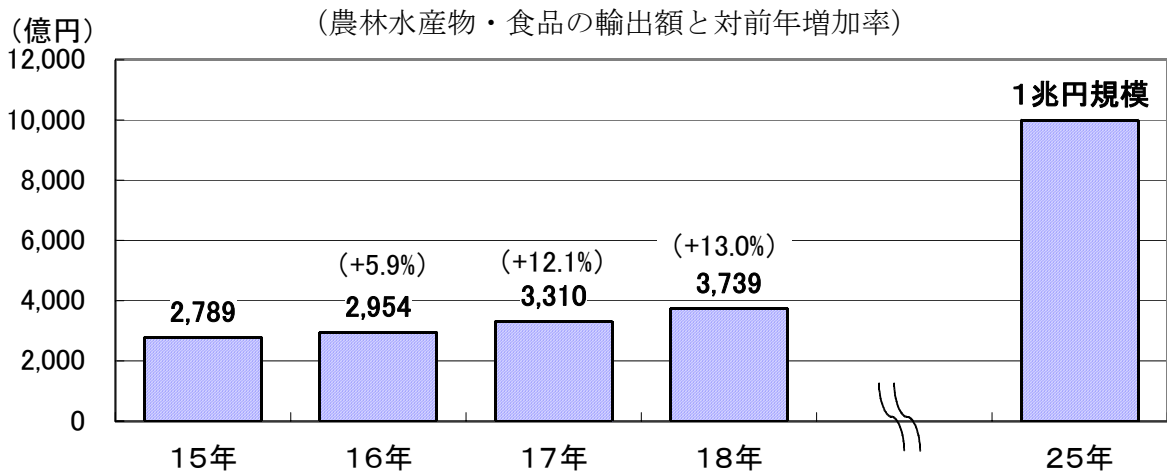
大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室

農林水産物・食品の輸出の拡大

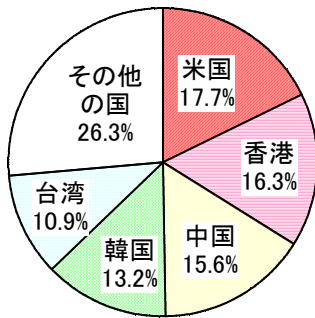
【輸出促進対策 21(23)億円】

対策のポイント

農林水産物・食品の輸出の拡大に取り組みます。このため、関係府省、都道府県、民間団体等が参画する農林水産物等輸出促進全国協議会です承された「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って、意欲ある農林漁業者等に対する支援策等を展開します。



(輸出額の国別割合 (18年))



(輸出額が大きく伸びている主な品目)

| | 輸出額 (18年) | 14年比 | 拡大の背景 |
|-----|-----------|-------|--------|
| りんご | 57億円 | 2.1倍 | 台湾で好評 |
| 緑茶 | 31億円 | 2.2倍 | 欧米で流行 |
| いちご | 1億円 | 15.0倍 | 香港等で好評 |

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 品目別の戦略的な輸出促進

(1) 輸出ビジネスモデル戦略の検討・策定等

品目ごとの輸出実行プランを普及するとともに、他の農林漁業者等にとって見本となる先進的な取組を確立することにより、農林漁業者等の輸出活力を誘発します。

〔みなぎる輸出活力誘発事業 86(64)百万円
事業実施主体：民間団体〕

(2) 品目ごとの市場実態等調査等

個々の品目に係る市場実態等調査、海外貿易情報の収集等により、輸出の円滑化を推進します。

〔農林水産物貿易円滑化推進事業 110 (215) 百万円
事業実施主体：民間団体〕

(3) 品目ごとのDNA分析技術の開発

品種を識別するためのDNA分析技術の開発を支援することにより、我が国のオリジナル品種を保護し、輸出の促進を図ります。

〔農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備 58 (72) 百万円
補助率：1/2
事業実施主体：民間団体〕

2. 意欲ある農林漁業者等に対する支援

(1) 農林漁業者等の販売促進活動に対する支援

貿易実務経験や専門的知見を有する者（輸出プロモーター）の活用、海外における農林水産物・食品の広告宣伝等を総合的に支援することにより、明確な目標を設定した農林漁業者等による戦略的な輸出の取組を促進します。

〔農林水産物等輸出促進支援事業のうち
農林水産物等輸出促進対策 600 (600) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体〕

(2) 海外における展示・商談会の開催、常設店舗の設置

海外における展示・商談の場の提供や海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置により、農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援します。

〔農林水産物等海外販路創出・拡大事業 500 (610) 百万円
事業実施主体：民間団体〕

(3) 国内における展示・商談会、輸出促進セミナー等の開催

国内における展示・商談の場や情報収集の場の提供等により、農林漁業者等が国内外のバイヤーや輸出先駆者等から活きた輸出情報を収集するためのネットワークを構築します。

〔活きた輸出情報ネットワーク構築事業 61 (51) 百万円
事業実施主体：民間団体〕

(4) 農産物の輸出検査体制の強化

輸出品目の特性等に応じて農産物の輸出検査を集荷地で行い、品質の保持や物流の円滑化を図ります。

〔農産物輸出増大に伴う植物検疫迅速化等特別対策事業 44 (0) 百万円〕

3. 日本食・日本食材等の海外への情報発信

(1) 日本食イベントや広報活動を通じた情報発信

外国人オピニオンリーダー等に対する旬の高品質な日本食・日本食材等の提供、海外に日本食・日本食材等や日本食文化の魅力を伝えるPRイベント等の開催、マスメディアを活用した各種広報活動の展開等により、日本食・日本食材等の魅力を海外に発信します。

〔日本食・日本食材等海外発信事業 366(397)百万円〕
事業実施主体：民間団体

(2) 海外日本食優良店の普及を通じた情報発信

海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、現地組織による情報収集等を支援することにより、海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に拡げます。

〔海外日本食優良店調査・支援事業 182(276)百万円〕

〔農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業 45(0)百万円〕

4. その他輸出促進関連予算

(1) 輸出促進に資する安全の確保

農産物等の生産段階における輸出にも対応し得るGAP手法や水産加工施設における品質管理のためのHACCP手法の導入等により、輸出促進に資する安全確保への対応を図ります。

〔先進的総合生産工程管理体制構築事業 808(0)百万円〕

〔食の安全・安心確保交付金 2,345(2,513)百万円の内数〕

〔水産物品質管理対策推進支援事業 109(121)百万円〕

(2) 日本茶のブランド戦略の推進

品質管理認証システムの構築により、日本茶のブランド戦略を推進します。

〔日本茶品質管理認証システム構築事業 19(20)百万円〕
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(3) 輸出振興のための生産、流通、加工技術の開発促進

農林水産物・食品の輸出促進に資する生産、流通、加工技術に関する技術開発を促進します。

〔新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 5,200(注)百万円の内数〕
注：平成19年度は「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」で実施
事業実施主体：民間団体等

(4) 輸出力の強化に必要なインフラの整備

農林水産物・食品の安定的な供給の基礎となる**インフラ整備を推進**します。また、強い農業づくり交付金に2,500百万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に1,300百万円の**輸出対策枠をそれぞれ設定**します。

【国営かんがい排水事業費等（公共） 415,782（419,383）百万円の内数】

【水産物流通機能高度化対策事業（公共） 98,753（0）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金 24,914（34,067）百万円の内数】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 30,546（34,088）百万円の内数】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 9,692（9,756）百万円の内数】

【強い水産業づくり交付金 7,730（8,762）百万円の内数】

【乳業再編整備等対策事業 4,120（4,120）百万円の内数】

【農林漁業金融公庫資金の活用】

【農業改良資金の活用】

(5) 事業者に対する海外でのサポート体制の整備

「東アジア食品産業活性化戦略」の一環として、東アジア各国主要都市に設置された協議会を通じ、海外において、投資促進に資する情報を共有化・活用するほか、輸出に取り組む事業者に対しても**情報提供等のサポート**を行います。

食品産業国際競争力強化対策事業 249（308）百万円の内数
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

[担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室（03-3502-3408(直)）]

輸出促進対策事業

平成20年度概算決定額 2,007,723(2,286,110)千円

1. **みなぎる輸出活力誘発事業** 86,087(64,479)千円
品目ごとの輸出実行プランを普及するとともに、他の農林漁業者等にとって見本となる先進的な取組を確立することにより、農林漁業者等の輸出活力を誘発する。
2. **農林水産物貿易円滑化推進事業** 110,083(215,193)千円
個々の品目に係る市場実態等調査、海外貿易情報の収集等により、輸出の円滑化を推進する。
3. **農林水産物等海外販路創出・拡大事業** 499,656(610,000)千円
海外における展示・商談の場の提供、海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置により、農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援する。
4. **活きた輸出情報ネットワーク構築事業** 60,963(50,708)千円
国内における展示・商談の場や情報収集の場の提供等により、農林漁業者等が国内外のバイヤーや輸出先駆者等から活きた輸出情報を収集するためのネットワークを構築する。
5. **日本食・日本食材等海外発信事業** 365,988(397,200)千円
外国人オピニオンリーダー等に対する旬の高品質な日本食・日本食材等の提供、海外に日本食・日本食材等や日本食文化の魅力を伝えるPRイベント等の開催、マスメディアを活用した各種広報活動等の展開により、日本食・日本食材等の魅力を海外に発信する。
6. **農林水産物等輸出促進支援事業のうち農林水産物等輸出促進対策** 600,000(600,000)千円
貿易実務経験や専門的知見を有する者(輸出プロモーター)の活用、海外における農林水産物・食品の広告宣伝等を総合的に支援することにより、明確な目標を設定した農林漁業者等による戦略的な輸出の取組を促進する。
7. **海外日本食優良店調査・支援事業** 182,240(276,110)千円
新たな海外民間組織の立ち上がり支援等を通じ、引き続き「日本食レストラン推奨計画」の推進を図る。
8. **農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業** 44,770(0)千円
民間組織が取り組む推奨事業を支援することにより、海外日本食優良店の普及促進を図る。
9. **農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備** 57,936(72,420)千円
品種を識別するためのDNA分析技術の開発を支援することにより、我が国のオリジナル品種を保護し、輸出の促進を図る。

[問い合わせ窓口]

- | | | |
|---------------------|----|-----------------------|
| 1 国際専門官 | 高橋 | } 大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 |
| 2 国際専門官 | 戸谷 | |
| 3 国際専門官 | 魚谷 | |
| 4 課長補佐 | 多田 | |
| 5 課長補佐 | 新名 | |
| 6 国際専門官 | 宮川 | |
| 7, 8 | | |
| 9 総合食料局食品産業振興課外食産業室 | | 電話 03-3502-8267 |
| 9 生産局種苗課 | | 電話 03-6744-2118 |

みなぎる輸出活力誘発事業

【86,087(64,479)千円】

対策のポイント

品目ごとの輸出実行プランを普及するとともに、他の農林漁業者等にとって見本となる先進的な取組を確立することにより、農林漁業者等の輸出活力を誘発します。

<輸出ビジネスモデルとは>

「輸出ビジネスモデル戦略」に沿って実行される輸出の拡大を加速する取組（新たな輸出相手国を開拓する、産地の輸出規模を拡大するなど）であり、その取組により得られる有益な情報は追随しようとする他の農林漁業者等に提供されることとなります。輸出ビジネスモデルに対しては、「農林水産物等輸出促進対策」の優先採択、「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業への優先出品、国内外の展示・商談会への優先出展等の重点的な支援を行います。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 輸出実行プランの普及・充実

輸出に関心を有する産地等を対象に研修会を開催すること等により輸出実行プランの普及を図るとともに、輸出実行プランの充実に向けて生産者、関係団体・企業、行政等の輸出関係者が参画する検討会において、引き続き課題と対応方策の検討を行う。

2. 輸出ビジネスモデル戦略の検討・策定

輸出関係者やコーディネーター、アドバイザー等が参画する検討会において、産地関係者ととも海外現地調査、国内現地調査、ブランドづくり等を行い、個々の取組ごとの「輸出ビジネスモデル戦略」を策定する。

<委託先>

民間団体等

<事業実施期間>

平成19年度から平成21年度まで

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

みなぎる輸出活力誘発事業

参考

輸出実行プラン検討委員会

- ①輸出に携わる生産者、②関係団体・企業、③行政 等

検討・充実

品目ごとの輸出実行プラン

品目ごとに、新たに輸出に取り組む(あるいは輸出を拡大する)に当たっての課題と対応方を「輸出実行プラン」として明確化

品目ごとの課題(例)

- 生産コストの削減
- 物流の改善
- ブランドの確立

対応方策(例)

- 生産・流通・加工施設の整備 (HACCP対応施設、貯蔵施設 等)
- 物流技術の開発・普及
- 統一ブランドの導入

農林漁業者等に対する
輸出実行プランの普及

(各地における研修会の開催等)

輸出に関心はあるが経験のない農林漁業者等
試験的に輸出を行っている農林漁業者等

参考

輸出ビジネスモデル戦略策定委員会

- ①生産者、②関係団体・企業、③行政、④コーディネーター 等

検討・策定

個々の取組ごとの輸出ビジネスモデル戦略

公募により選定された個々の取組について、コーディネーターやアドバイザー等の外部の者の協力を得て、「輸出ビジネスモデル戦略」を策定

輸出ビジネスモデルのイメージ(例)

- 特定の品目について、輸出実績の無い(又はほとんど無い)国に対し、輸出を行う取組
- 輸出の規模を大きく拡大する取組

取組により得られる成果(例)

- 新規相手国ならではのトータル情報(各種手続やバイヤーからのクレーム等)、マーケット情報(嗜好、商慣行等)
- 病虫害防除を集団的に進めるためのノウハウ、輸出に対応した加工・貯蔵施設の仕様等

追従しようとする他の農林漁業者等
に対する情報提供

(セミナーやHPを通じた情報の発信)

特定の国に対し小規模な輸出を
行っている農林漁業者等

輸出ビジネスモデル戦略に沿った高度な取組を実現させるため、

- ①「農林水産物等輸出促進対策」の優先採択
 - ②WASHOKU-Try事業への優先出品、国内外の展示・商談会への優先出展
 - ③各種交付金の活用、普及組織による指導
- 等のあらゆるツールをあげて重点的に支援

農林漁業者等の
輸出活力を誘発!



追従する
農林漁業者等の
育成!

農林水産物貿易円滑化推進事業

【110,083(215,193)千円】

対策のポイント

個々の品目に係る市場実態等調査、海外貿易情報の収集等により、輸出の円滑化を推進します。

<平成19年度における事業の実施状況>

| 調査名 | 調査内容 |
|----------------------|---|
| 海外貿易制度等調査 | 中国、台湾、香港、タイにおける農林水産物・食品に関する貿易制度、関連諸制度の情報収集及び運用実態の調査を実施。 |
| 偽装表示等情報収集 | 中国、台湾における日本の農林水産物・食品の主要ブランド名等の登録状況及び偽装表示実態の情報収集、偽装表示の問題に対処するための制度、手続、所要費用等の調査を実施。 |
| 輸出物流コスト削減等に関する調査 | 農林水産物・食品の輸出の物流コスト削減等を図るため、物流の実態調査、物流の改善方策の検討を実施。 |
| 農林水産物等の航空輸出生物流に関する調査 | 空港の再拡張が計画されている羽田空港を活用した農林水産物・食品の航空輸出の可能性等の検討を実施。 |
| 品目別市場実態調査 | 日本の農林水産物・食品のうち輸出の拡大が期待される主要な品目について、輸出相手国等の市場実態調査を実施。 <調査対象品目> 米・米加工品、野菜、果実、花き、食肉、水産物・水産加工品、緑茶、きのこ、木炭、加工食品（乾麺、米菓、清涼飲料） |

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 海外貿易情報収集等基礎調査・収集活動

諸外国の農林水産物・食品に関する貿易制度、市場動向等についての基礎的な調査や日本の農林水産物・食品に関する現地情報の収集を行う。

また、知的財産保護の観点等から、海外における偽装表示の実態等についても情報収集を行う。

2. 品目別市場実態等調査

品目ごとの市場実態調査や、品目ごとの輸出戦略に必要な調査を実施する。

<委託先>

民間団体等

<事業実施期間>

平成9年度から平成20年度まで

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

農林水産物貿易円滑化推進事業

- 海外における貿易制度、偽装表示や現地事業者等によるブランド名の商標登録の実態、総合的な輸出戦略で設定された重点個別品目の重点国における市場実態等を幅広く調査

海外貿易情報収集等基礎調査

輸出の促進を図る上で必要な、海外の貿易制度等を調査

- 海外貿易制度等調査
 - ・ 動植物検疫、その他関係法令や規制等の調査
- 偽装表示等情報収集
 - ・ 偽装表示や現地事業者等によるブランド名の商標登録の実態、問題に対処するための制度、手続、費用等に関する調査

品目別市場実態等調査

輸出の拡大に資する、品目別の海外における市場実態等を調査

- 品目別市場実態調査
 - ・ 販売量、価格動向等定量的調査
 - ・ 購買層、社会習慣、嗜好等定性的調査
 - ・ 商慣行、主要業者等その他関連情報調査
- 品目別輸出戦略調査
(具体例)
 - ・ 外国の輸出成功品目の販売促進に係る取組等調査
(ノルウェーサーモン、ピンクレディー等)
 - ・ 他国におけるEU向け輸出の水産物加工施設のHACCP対応状況等調査

農林水産物等海外販路創出・拡大事業

【499,656(610,000)千円】

対策のポイント

海外における展示・商談の場の提供、海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置により、農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援します。

＜海外展示・商談活動（平成19年度）の実施国・地域＞

マレーシア（クアラルンプール）、タイ（バンコク）、ドイツ（ケルン及びエッセン）、中国（上海）、インド（ムンバイ）、アラブ首長国連邦（ドバイ）、米国（ボストン及びニューヨーク）

＜常設店舗活用型輸出対策（平成19年度）の実施国・地域＞

香港、シンガポール（シンガポール）、マレーシア（クアラルンプール）、台湾（新竹及び中壢）、タイ（バンコク）、中国（北京及び成都）、アラブ首長国連邦（ドバイ）

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

＜内容＞

1. 海外展示・商談活動

輸出志向のある農林漁業者等が海外へ輸出するための足がかりとして、海外において、既存の展示・商談会に出展又は独自に展示・商談会を開催するとともに、関連イベント等を行う。

2. 常設店舗活用型輸出対策

日本の農林水産物・食品について、海外一般消費者への浸透を加速化させるため、海外高級百貨店等において、定常的・継続的販売促進活動を実施するとともに、一般消費者向け料理講習会等を行う。

3. フォローアップ調査

本事業について、現地消費者に対する日本産農林水産物等の浸透や、販売拠点の広がり等の間接的な効果を検証する。

＜委託先＞

民間団体等

＜事業実施期間＞

平成18年度から平成21年度まで

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

活きた輸出情報ネットワーク構築事業

【60,963(50,708)千円】

対策のポイント

国内における展示・商談の場や情報収集の場の提供等により、農林漁業者等が国内外のバイヤーや輸出先駆者等から活きた輸出情報を収集するためのネットワークを構築します。

<平成19年度における輸出オリエンテーションの会の開催状況>

| | 開催地 | 参加人数 | 海外から招聘した輸出促進サポーターの商圏 |
|---------------|------|------|----------------------------|
| 11月7日 | 岡山市 | 160名 | シンガポール、タイ、マレーシア、中国（香港）、台湾 |
| 11月13日 | 仙台市 | 122名 | マレーシア、中国（北京、上海、香港）、台湾 |
| 11月14日 | 新潟市 | 77名 | マレーシア、中国（北京、上海、香港）、台湾、米国 |
| 11月16日 | 名古屋市 | 134名 | 中国（北京、香港）、台湾、米国 |
| 11月20日 | 大阪市 | 166名 | シンガポール、中国（香港）、台湾、韓国 |
| 11月30日 | 東京都 | 97名 | 中国（上海、香港） |
| 12月5日 | 札幌市 | 128名 | シンガポール、タイ、ドバイ、中国（香港）、台湾、米国 |
| 2月26日 （予定） | 熊本市 | — | — |

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 輸出促進サポーターの発掘・登録
意欲ある農林漁業者等に対し協力してもらえる輸出先駆者や国内外のバイヤー等を輸出促進サポーターとして発掘し、人材バンクに登録を行う。
2. 農林水産物・食品輸出促進セミナーの開催
意欲ある農林漁業者等が、輸出促進サポーター等から活きた輸出情報等が得られるよう、全国各地で輸出促進セミナーを開催する。
3. 輸出オリエンテーションの会の開催
意欲ある農林漁業者等が、輸出促進サポーター等から助言等が得られるよう、輸出オリエンテーションの会（展示・商談会等）を開催する。

<委託先>

民間団体等

<事業実施期間>

平成19年度から平成21年度まで

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

輸出オリエンテーションの会の概要(実施事例)

中国四国農政局管内での実施事例

日 時：平成19年11月7日（水）

場 所：岡山県岡山市

| | |
|---------|--|
| 展示・商談会 | すぐに輸出に対応できる61名の農林漁業者、食品産業界が参加し、国内外の15名のバイヤーと商談を実施（商談件数154件） |
| 輸出産品発掘会 | 47名の農林漁業者、食品産業界が参加し、在日外国人（留学生等）やバイヤー等総勢37名に試食をいただき、輸出可能性のある商品を発掘 |

展示・商談会の模様



ゆず・柿等の果実加工品、練り製品等の水産物加工品など、中国四国地方9県の特産品が持ち寄られ、国内外のバイヤーに対しアピールが行われました。いくつかの品目については、実際の輸出に向けてバイヤーから興味を示されたものがありました。

輸出産品発掘会の模様



中国、マレーシア等の方々に、特産品や特産品を使った料理が振る舞われ、参加者との意見交換が行われました。「若干の参加者からは、「今後の方向づけに役立った」、「若干の工夫が必要と分かった」などのコメントがありました。

日本食・日本食材等海外発信事業

【365,988(397,200)千円】

対策のポイント

外国人才ピニオンリーダー等に対する旬の高品質な日本食・日本食材等の提供、海外に日本食・日本食材等や日本食文化の魅力を伝えるPRイベント等の開催、マスメディアを活用した各種広報活動等の展開により、日本食・日本食材等の魅力を海外に発信します。

<平成19年度「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業の実施例>

| | 場所 | 参加者 | 提供食材 |
|-------|----------------------------|---|---|
| 6月27日 | ベルギーのEU 日本政府代表部 大使公邸 | 欧州委員会委員、対日貿易担 当者、各国駐在代表、プレス 関係者など353名 | 緑茶（静岡産）、メロン（静岡 産）、すいか（福井産）、ぶどう （広島産）など |
| 9月10日 | バンクーバーの 総領事公邸 | 国際貿易大臣他政府関係者、 プレス関係者など55名 | あきたこまち（秋田産）、牛肉 （宮崎産）、みかん（愛知産）、 メロン（静岡産）など |
| 9月28日 | 中国の日本大使 公邸 | 中国の党、政府関係者など 974名 | コシヒカリ（千葉産）、りんご （青森産）、梨（福岡産）、長い も（青森産）など |

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 日本食イベント「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業
在外公館等を活用した海外のオピニオンリーダー等を通じ日本食・日本食材等や日本食文化を普及させるための事業、関係府省等と連携した来日外国人を通じ日本食・日本食材等や日本食文化を普及させるための事業を実施する。
2. 日本食材等・日本食文化発信事業
海外への文化発信や観光客誘致等を行う関係府省等と連携を図るとともに、輸出促進リーダー等を派遣して、日本食・日本食材等や日本食文化の魅力を伝えるための展示即売会、レセプション等のPRイベントを開催をする。
3. 各種広報活動の展開
日本食や各品目の魅力を伝えるDVD、パンフレット等の広報資材の作成、マスメディア（テレビ、新聞、雑誌等）を活用した日本食・日本食材等や日本食文化の情報発信を行う。

<委託先>

民間団体等

<事業実施期間>

平成19年度から平成21年度まで

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

日本食・日本食材等海外発信事業

- 日本食・日本食材等を正しく紹介し、魅力を伝え、ファンを世界に広げることにより、我が国の農林水産物・食品の輸出を促進させる。
- 海外における発信事業を総合的、戦略的に実施するとともに、来日する外国人に対しても積極的に情報を発信する。
- 日本食・日本食材等の魅力を発信していくため、各種広報活動の展開、様々なリソースの活用、各種事業との連携による骨太な事業展開を図る。

海外における日本食・日本食材等の普及

○ 日本食・日本食材等や日本食文化をアピールするPRイベント（展示即売会、レセプション等）

※WASHOKU-Try事業、各種広報活動、海外常設店舗等の農水省の輸出促進対策や関係府省、海外の日本食・食材販売業者等との連携を図りながら骨太な形で実施。

○「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業（在外公館等を活用した日本食イベント）

各国の要人、食のオピニオンリーダー、マスコミ、有名バイヤー等、食に関する関係者を通し日本食・日本食材等や日本食文化の魅力を紹介・浸透。（レセプション、貿易セミナー等の機会に旬でありかつ高品質な食材を提供）

日本における紹介・PR

○ 来日の外国人に対して農林水産物や食品等を紹介・PR

連携

活用

- 常設店舗活用型輸出対策
- 海外展示・商談活動
- 関係府省等のイベント等

- 日本食や各品目の魅力を伝える広報資材（DVD、パンフレット等）の整備・充実
- マスメディア（テレビ、新聞、雑誌等）を活用した日本食・日本食材等や日本食文化の情報発信

農林水産物等輸出促進支援事業のうち 農林水産物等輸出促進対策

【600,000(600,000)千円】

対策のポイント

貿易実務経験や専門的知見を有する者（輸出プロモーター）の活用、海外における農林水産物・食品の広告宣伝等を総合的に支援することにより、明確な目標を設定した農林漁業者等による戦略的な輸出の取組を促進します。

<平成19年度における事業の実施例>

- ①地域の特産品を詰め合わせて地域名を冠したパック商品を台湾、香港、ロシア、シンガポールへ輸出
- ②海外バイヤーの意見を踏まえて開発した商品の台湾、香港への輸出

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 輸出プロモーターの活用

豊かな経験と知見を有する輸出プロモーターを活用し、事業実施主体の輸出の取組を強力に推進するとともに、その実務を通じて事業実施主体で輸出を推進していく人材を育成する。

2. 海外輸出環境調査

事業実施主体が取り扱う製品について、海外の流通業界を中心とした市場調査、一般消費者を対象とした嗜好・文化・風習・消費動向等を調査する。

3. 産地PR・ほ場視察

輸出国のバイヤーを輸出産地に招へいし、産地の食文化、気候風土、作物の栽培方法、栽培状況等をPRする。また、栽培農家等と直接商談する機会を設け共通の商品開発を通じ、取扱量や品目の増加を図る。

4. ブランド認証

産地での生産、加工、出荷等に係る統一的な基準を作るとともに、その基準を満たした製品についてブランド認証することにより、輸出相手国産品との差別化・高付加価値化を図る。

5. 物流技術実証

輸出を安定的に行う上で必要な品質保持やコスト削減を実現するための物流システムの構築を図る。

6. 海外輸出環境整備

海外の関係団体等に対し、取扱製品を使用した日本食等のプロモーションや試食等を通じて、海外での販売促進の協力を得る。

また、輸出先国の植物検疫条件等に適合した生産地域の環境整備等により、輸

出の定着化を図る。

7. 海外販売促進活動

海外の百貨店等における販売活動、レストランにおける日本食フェアの開催、効果的な広報活動等により、取扱製品の販売量の拡大を図る。

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成18年度から平成21年度まで

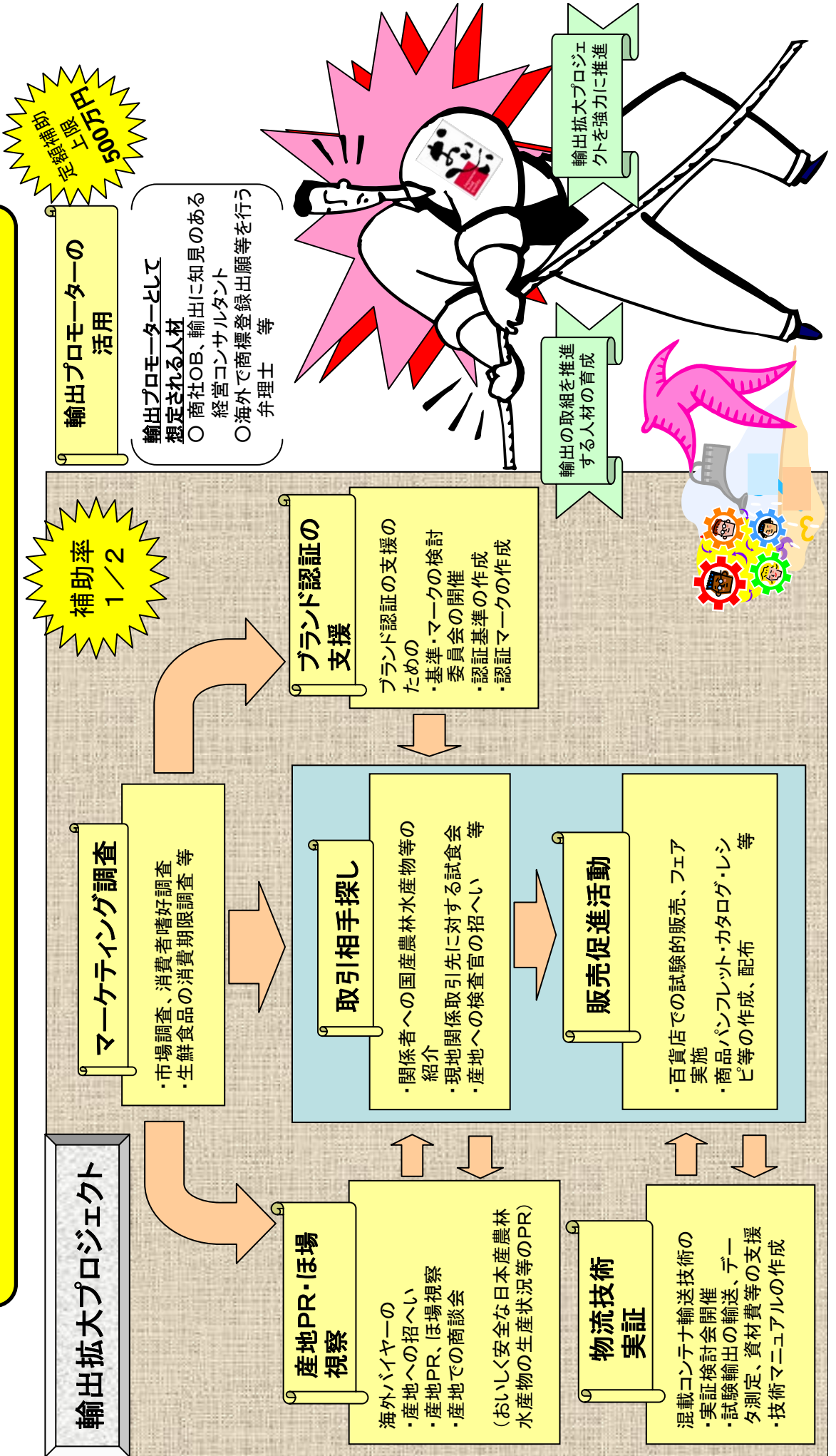
<補助率>

定額（<内容>の1.）、1/2（<内容>の2. から7. まで）

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

農林水産物等輸出促進対策

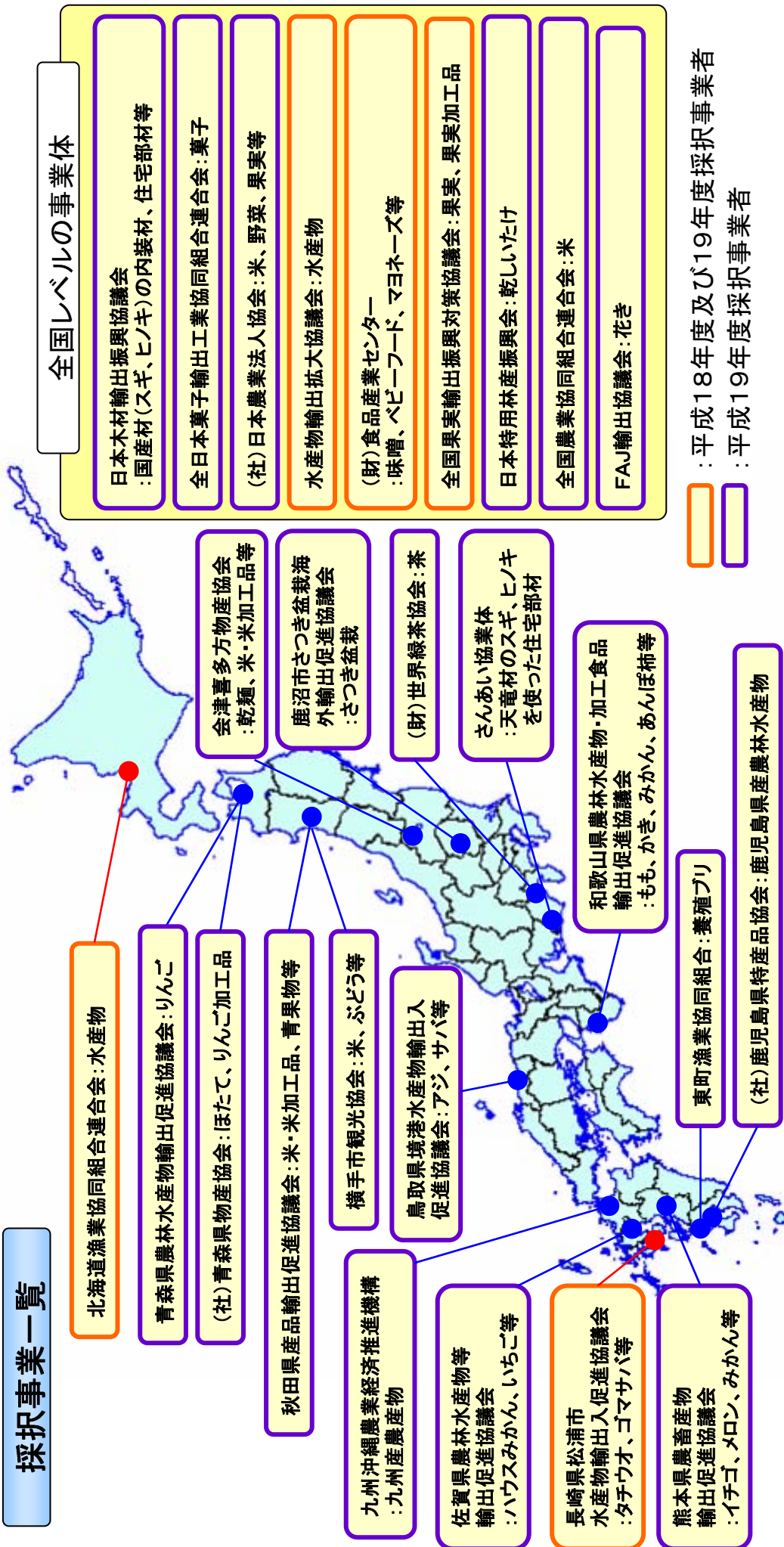
- 明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする農林漁業者等の取組に対する総合的な支援を実施
- 輸出ビジネスモデル戦略(みなぎる輸出活力誘発事業により策定された、個々の先進的な取組に係る戦略)に沿った取組については優先採択



農林水産物等輸出促進対策

- 今後輸出拡大が期待される品目について、輸出額の明確な目標を設定し、戦略的に取り組むとする事業体（※個人や単独の民間企業を除く）の輸出拡大プロジェクトを支援。（補助率1/2）
 ※例えば、海外の輸出環境調査（海外市場調査、消費動向調査等）、輸出国バイヤーの産地招へい、輸出産品のブランド化（ブランド認証のための基準づくり）、品質保持やコスト削減を実現する輸出物流システムの構築、海外販売促進活動といった輸出拡大のためのプロジェクトを支援。
- 平成19年度は、26事業を採択。地域を中心とした協議会形式の取組が多いことが特徴。

採択事業一覧



○ : 平成18年度及び19年度採択事業者
 □ : 平成19年度採択事業者

海外日本食優良店の支援について

【227,010(276,110)千円】

対策のポイント

海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に拡げます。

<海外における日本食店の現状等>

- ・いわゆる日本食店は、全世界で約20,000店から約24,000店。
- ・米国だけでも、約9,000店、この10年で2.5倍増加。
- ・「海外日本食レストラン推奨有識者会議」を設置し、平成19年3月に「日本食レストラン推奨計画」が提言として取りまとめられた。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

1. 海外日本食優良店調査・支援事業 182,240(276,110)千円
海外日本食優良店の調査、日本食レストラン推奨計画の普及啓発等を行います。

<委託先>

民間団体等

<事業実施期間>

平成19年度から平成21年度まで

2. 海外日本食優良店普及促進事業 44,770(0)千円
民間組織が行う現地の日本食優良店の実情に応じた推奨基準の策定、推奨事業の情報収集等の取組に対して支援を行います。

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成20年度から平成22年度まで

<補助率>

定額

[担当課：総合食料局食品産業振興課外食産業室 電話 03-3502-8267]

海外日本食優良店の推奨について

現

○国内

- ・平成25年までに農林水産物等の輸出額を1兆円規模とすることは、政府の目標。

状

○海外

- ・日本食は、「ヘルシー」、「美しい」、「高級・高品質」として高い評価。
- ・一方で、日本食を提供する店の急増(2万店以上)、日本食というイメージないしブランドのみを利用している店の出現。

有識者会議における提言(「日本食レストラン推奨計画」(平成19年3月))

- 公的規制の印象の強い「認証」ではなく「推奨」とする。
- この取組は民間が主体となって実施する。行政は情報提供等の側面的な支援。
- 推奨の取組と並行して、鮮魚の管理や日本食の調理技術等についての講習会の実施や情報提供が行われることが重要。
- 推奨計画を円滑に進めるため、農林水産物等輸出促進施策を一層推進し、推奨計画と輸出促進施策の連携を図るべき。

民間

推奨計画の実施・具体化

基礎調査、海外の現地組織設立、推奨基準の策定、推奨マークの付与、普及PR活動等

・日本食文化への理解の入口

- 農林水産物等の輸出促進
- 日本企業の海外進出の後押し

農林水産物等輸出促進支援事業のうち 品種保護に向けた環境整備

【57,936(72,420)千円】

対策のポイント

品種を識別するためのDNA分析技術の開発を支援することにより、我が国のオリジナル品種を保護し、輸出の促進を図ります。

＜平成19年度における技術開発作物＞

りんどう、キク、芝草、落花生、スイカ、海苔

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

＜内容＞

1. オリジナル品種の権利保護の取組

海外への輸出を図るオリジナル品種について、品種を識別するためのDNA分析技術を開発し、権利保護を支援する。

2. 花き種苗の品種識別技術開発確立

品種登録数の多い花きについて、品種識別技術を開発し、不正に生産された花きの輸入対策に加え、積極的な海外市場開拓により高品質花きの輸出促進を図る。

＜事業実施主体＞

民間団体等

＜事業実施期間＞

平成18年度から平成21年度まで

＜補助率＞

1/2

〔担当課：生産局種苗課 電話 03-6744-2118〕

品種保護に向けた環境整備

- 我が国の優良な花きやオリジナル品種の海外への輸出を促進するために、DNA品種識別技術の開発を支援。（補助率1/2）

アジア諸国において

- ・我が国で育成されたオリジナル品種が、無断で持ち出され生産される等の権利侵害が発生。
- ・我が国の輸出農産物から種苗が無断増殖され、その生産物が我が国からの輸出農産物と競合したり、我が国へ逆輸入されるなどの恐れがある。
- ・品種保護制度の整備の遅れ等により、育成者権の取得、権利行使、権利侵害への対応が十分でない。

オリジナル品種等の輸出が進まない

